

第3章 事業の実施状況の点検

第3章 事業の実施状況の点検

点検・1 暮らしを包括的に支える環境の整備（介護サービス等の充実、生活基盤の包括的整備促進など）

点検 1-1 地域包括ケアシステムの機能の充実

①地域包括支援センターの機能強化

○地域包括支援センターの機能強化を目的として、直営の基幹型及び委託による地域型の設置・増設を進め、基幹型包括1か所、地域型包括1か所を設置した。

●令和元年に2カ所目の地域型地域包括支援センターの応募を行ったが応募事業所がなかった。

②地域包括支援センターの周知・広報

○民生委員定例会、地域デイサービス等において、チラシを活用し周知活動を行った。

○自治会等への出前講座を実施し、高齢者の健康教育等、地域の要望にあった講話を実施した。

○ケース支援や関係機関と連携し、地域包括支援センターの役割について周知活用を図った。

③総合相談の充実（高齢者の包括的相談支援体制の充実）

○2カ所の地域包括支援センターが連携して日常生活圏域ごとの高齢者の実態把握及び総合的相談等への対応をしている。

○相談件数が増えてきて、高齢者の相談場所としての機能を周知が浸透してきた。

○第2層協議体を圏域ごとに開催し、生活基盤の実態把握や地域課題を明らかにし、問題解決に向けて協議体を活用し検討することができた。

●「ワンストップ型」での相談対応や体制づくりについての検討はできていない。

④権利擁護の推進

④-1) 権利擁護相談の充実

○地域包括支援センターに配置されている専門職員による総合相談や関係機関等との定期的なネットワーク会議により、連携を密にして権利擁護や成年後見等に関する相談の充実を図った。

○権利擁護、成年後見人制度に関する相談が増えてきた。必要な利用者へつなげることができている。

○介護施設、病院といった関係施設、民生委員児童委員や地域相談協力員に対する権利擁護や成年後見制度活用方法等の周知を図るとともに、必要に応じた利用支援を行っている。

④-2) 日常生活自立支援事業

- 高齢者の状況に合わせて、日常生活自立支援事業の利活用をすすめてきた。
- 見守りが必要なケースに関して、地域の協力や事業所の協力を得ながら体制を整える事例も増えてきた。
- 利用希望者が多く、それに対応する職員体制が整っていないため利用開始まで数か月間待たされることがある。

④-3) 虐待の早期発見と防止

- 高齢者虐待ネットワーク運営委員会を開催し、虐待状況について共有している。
- 家族、施設等からの相談も増えており、虐待という認識が図られてきた。
- 虐待相談に関する事実確認調査に時間と労力を要する。

④-4) 成年後見制度利用支援事業の実施

- 市長申立てに要する費用の助成や、成年後見人等報酬の助成を行った。
- 本来、親族が支援することが望ましいが、核家族化、親族関係の希薄さも相まって、市長による成年後見申立てを利用せざるを得ないケースが増えつつある。
- 市民に対する「成年後見制度」の周知徹底が課題である。

⑤地域ケア会議の充実

- 多職種の視点で多くの事例を検討できるように地域ケア会議、地域ケア個別会議を実施している。
- 個別事例会議後のモニタリングやフィードバックの方法について、再検討が必要である。

点検 1-2 在宅医療・介護連携の推進による環境整備

①在宅医療と介護連携の体制整備

- 平成 28 年度から南部地区医師会へ業務委託を行い、業務内容が充実してきた。
- 市民が活用しやすい事業内容を実施できるようにする必要がある。

②看取り・ターミナルケアの普及促進

- 在宅医療・介護連携に関する多職種研修会を実施し、顔の見える関係性を構築した。
- 消防本部と介護施設や有料ホームとの連携ができる「救急連絡シート」を作成した。

③新たな介護保険施設「介護医療院」への対応

- 市内医療機関において一部病床の介護医療院への転換が行われた。
- 介護医療院の利用人数増は給付費の増加に大きく影響する為、引き続き県及び事業者との調整を図る必要がある。

点検 1-3 認知症の早期対応による包括的支援

①認知症初期集中支援チームによる支援の充実

- 認知症初期集中支援チームの活動を開始。令和元年度(令和2年1月時点)までに10例の事案に対応。
- 精神科のDrが、チーム員としている参加がありアドバイス等をもたらえるため、処遇困難なケースなどの支援充実が図れている。
- 認知症初期集中支援チームの存在がわからず、処遇困難になるまでつながらないケースがある。
- 高齢者人口が増えていく中で、認知症相談も年々増えており、対応する数が増えていくことが予想され、現状の職員数では対応が難しい。

②認知症地域支援推進員による支援体制の強化

- 平成 30 年は認知症地域支援推進員を2名配置。令和元年度は委託先の地域型包括支援センターの配置も含め、認知症地域支援推進員を3名配置。
- 認知症地域支援推進員の配置で、認知症相談に対応する件数が増加。
- 相談につながらない潜在的な認知症ケースの掘り起こしが課題である。

点検 1-4 包括的な生活支援サービスの推進

①生活支援におけるコーディネートの推進

- 地域の自治会、公民館を訪問し、地域資源を把握し、社会資源マップを作成した。毎年情報を更新している。
- 日常生活圏域ニーズ調査の結果を活用し、第2層協議体を中心に地域課題の抽出に向けた討議を重ねた。
- 平成31年度より生活支援コーディネーター1人を増員し、社協へ業務委託を行った。
- 社協へ第2層生活支援コーディネーター1人を業務委託したことにより、CSW(地域福祉コーディネーター)と連携が密になった。そのことにより、地域課題への解決に向けた取り組みを対応できた。
- 地域の様々な課題解決に向けて、生活支援コーディネーターを増員し地域と協働を進めていきたい。

点検 1-5 介護保険サービスの質の向上

①介護サービス事業所への指導及び監査

- 平成31年度に地域密着型サービス事業所に対し1件の実地指導を行い、2件の監査を行った。
- 令和元年5月に厚生労働省により示された実地指導の運用指針に基づき、地域密着型通所介護の「標準確認項目」と「標準確認文書」を定めるとともに点検係を振り分け、体制を整えた。
- 長期にわたる調査が必要な事業者があった為、実地指導の計画的な実施が行えなかった。監査に移行した場合においても、他事業所の実地指導に影響が出ないように検討する必要がある。

②ケアマネジメント力の資質向上

- 沖縄県介護支援専門員協会系満支部の事務局を地域包括支援センターに置き、年間計画を作成し、研修等を実施している。
- 適正化事業や地域包括支援センターに主任介護支援専門員を増員し、プランについての相談に対応している。

③介護人材の確保

- 市のホームページにおいて介護職員処遇改善加算について周知を行っており、全ての事業所が当該加算を取得した。
- 全産業の中でも離職率が高い介護職員ではあるが、介護職員不足による利用定員の変更や事業の廃止が無かった。
- 新しい加算である介護職員等特定処遇改善加算についても取得を促進していく。

点検 1-6 施設サービスの基盤整備に係る対策

①地域密着型サービス等の整備充実

- 国、県と特別養護老人ホームの入所待機者の情報を共有した。
- 平成 30 年度、平成 31 年度共に運営協議会に諮り、地域密着型サービス事業者の公募を行った。
- 平成 30 年度公募により選定された地域密着型サービス事業者より辞退の届出があり、整備が出来なかった。

②通所系事業所の新規の指定申請に対する対応

- 介護保険事業計画値と実績額の比較を行い、見込みとの差を確認した。
- サービス提供の計画量をふまえ、引き続き県と意見交換を行っていく。

点検 1-7 介護給付の適正化等の推進

①介護給付等費用適正化事業の強化

- 介護給付等費用適正化事業に基づき、ケアプラン点検の実施、医療突合・縦覧点検の実施、サービス受給者への給付費通知を行い、給付の適正化に努めた。
- 住宅改修に係る手続き等の適正化に向け、申請書類の事前、事後点検を実施し、介護支援専門員不在の利用者宅については、訪問点検を実施した。
- 福祉用具購入に関しては、申請書類提出時に点検を実施し、適正化に努めた。
- 住宅改修の利用者数・給付費が増加傾向にある。申請書類の事前、事後点検は実施しているものの、担当職員は他業務兼任であり訪問点検までは困難な状況にある。
- 住宅改修申請書類は有資格者の作成が必須となっているが、これを点検する保険者側には未配置であり限界を感じる。有資格者の配置が必要である。
- ケアプラン点検や医療突合・縦覧点検は専門職の為、適任者が見つからず欠員となり、点検が遅延し、点検数が当初予定よりも減少する場合がある。

点検 1-8 包括的に支える住環境の整備

①市営住宅の整備における住環境対策

- 平成 29 年度に完了した稲嶺原市営住宅A棟について、全室バリアフリーとし段差を極力なくした。
- 身障者用駐車場の確保。
- 駐車場から各居室までスロープや手すりを設けた。
- 令和元年度から令和2年度の工期で第一市営住宅建設工事が進捗中である。
- 居室の段差をなくすことで、スムーズな動線の確保と、浴室やトイレに手すりを設けたことでより安全に利用できている。

②住宅改修による住環境の整備

- サービスの周知や制度の変更等については、パンフレットの配布や広報紙、ホームページに掲載し、常に周知を行っている。
- 地域包括支援センターとの連携により、適切な活用等についての周知、案内を行っている。

点検・2 健康的に暮らせる環境の整備（介護予防の推進、自立支援・援助の充実）

点検 2-1 高齢者の自立支援＝介護予防・生活支援サービス事業の推進

①訪問型サービスの推進

①-1) 訪問介護予防サービス(国基準によるサービス)の実施

- 市の指定した事業所で、身体介護や病状管理が必要な方に対し、要介護への重度化を予防しながら、生活支援を図る訪問型サービスを実施。
- サービスを提供することで、要介護状態を防ぐことにつながっている。利用者も要支援2の認定者が多く、適正なサービス利用と想定される
- 状態改善が見られたら、訪問型サービスAへの移行を進めていく。

①-2) 訪問型サービスA(市基準による、自立型サービス)の実施

- 市の委託した事業所で、身体介護や病状管理が必要ではない方への生活援助を行う訪問型サービスを実施。
- 高齢者に伴いサービス利用者増が見込まれたが同数程度で推移している。
- 年2回事業所連絡会を開催し、事業所間の情報共有も図っている。
- 地域包括支援センター1ヵ所増に伴う訪問型サービスA利用者の選定の基準を統一できるようにし、自立支援を推進していく。

①-3) 訪問型サービスB(生活応援隊)の実施

- 有償ボランティアである「生活応援隊」による原則30分以内を目途とした生活援助サービスを提供している。
- 養成講座受講希望者が集まらず、講座開催数が減って、担い手も増えていない。応援隊登録者でも実際活動できる方が少なく、利用者とうまくマッチングできない状況にある。

①-4) 訪問型サービスC(短期集中型サービス)の実施

- 第7期計画期間中においては、事業実施していない。

①-5) 訪問型サービスD(移動支援)の実施

- 第7期計画期間中においては、事業実施していない。

②通所型サービスの推進

②-1) 通所介護予防サービス(国基準によるサービス)の実施

- 市が指定した事業所で、生活機能自立のための機能訓練等を行い、要介護への重度化を予防する通所型サービスを行っている。
- 利用者は年々増加している。
- サービスを提供することで、要介護状態を防ぐことにつながっている。利用者も要支援2の認定者が多く、適正なサービス利用と想定される。
- 状態改善が見られたら、通所型サービスAへの移行を進めていく。

②-2) 通所型サービスA(市基準による、自立型サービス)の実施

- 市の委託した事業所において、小集団で運動機能向上プログラム等を実施し、身体機能の維持改善を図る通所型サービスを行っている。
- 高齢者に伴いサービス利用者増が見込まれたがほぼ同数程度で推移している。
- 年2回事業所連絡会を開催し、事業所間の情報共有も図っている。
- 地域包括支援センター1ヵ所増に伴う通所型サービスA利用者の選定の基準を統一できるようにし、自立支援を推進していく。

②-3) 通所型サービスB(住民主体による団体等への支援)の実施

- 地域デイサービスをきっかけに、主体的に活動している市内の団体に補助を行い、取り組みの支援を行っている。内容は、要支援者等の方との体操などサービス提供活動。
- 平成29年度から実施しており、平成30年度は9団体に増えた。
- 補助金がなくても活動が継続できる体制づくりが必要である。
- 地域に自主活動団体を増やしていく支援を行っていく必要がある。

②-4) 通所型サービスC(短期集中型サービス)の実施

- 第7期計画期間中においては、事業実施を行っていない。

③生活支援サービス(配食サービス)の実施

- 調理が困難な一人暮らしや栄養改善が必要な要支援者等を対象に、弁当を配達し安否確認を行っている。
- バランスのとれた食事を提供することにより、高齢者の栄養維持・管理を行い、健康保持を図れた。

④介護予防ケアマネジメントの実施

- 介護予防及び自立支援における効果的で適正なケアマネジメント力を身につけるために、介護支援専門員連絡会と連携を密にしながら、研修会や地域ケア個別会議等の開催により資質向上を図った。
- 平成 30 年度より指定居宅介護支援事業者の指定業務等の権限移譲を受け、居宅事業所等への自立支援・重度化防止に向けた助言・指導を行った。
- 居宅支援事業所へ一部委託し、介護予防ケアマネジメントを実施した。

点検 2-2 高齢者の健康づくりと介護予防の推進

①介護予防把握事業の実施

- 令和元年度から地域包括支援センターアイリス(北地区)の稼働したことにより介護予防把握事業が移行し、地域相談センターの委託業務は平成 30 年度に終了した。
- 閉じこもり等地域のかかわりのない高齢者の実態を把握する必要がある。

②介護予防普及啓発事業の実施

- 令和元年度よりフレイル予防（加齢に伴う筋力の低下等の予防）などを実施した。
- 地域デイサービスを活用して高齢福祉や介護に関する情報の提供を行い、介護予防の重要性を周知できた。
- 協力員が高齢化・減少する中、介護予防の普及啓発をどのように推進していくか課題である。

③願寿館教室の実施

- 糸満市健康づくりセンター願寿館において、健康運動指導員によるストレッチや筋力向上運動等を実施している。
- 利用者の体力に合わせた指導を、毎週月～金曜日の午前中、月・木、火・金の午後に実施。
- 施設の老朽化が進み、その対応策の検討を図る必要がある。

④地域デイサービスの推進

- 地域デイサービスの各自治会の公民館において健康相談やレクリエーション、ストレッチ等を実施し、健康づくりや仲間づくりを行っている。(市社協へ委託)
- 毎年、新規自治会の開所があった。
- 住民主体の運営で通いの場を充実させ、生きがいづくり・地域づくりの推進を有効的に進めていく必要がある。
- 事業の実施に協力していただける協力員数が伸び悩んでいる。

⑤かりゆし健康クラブ、いきいき健康クラブの実施

- 地域デイサービスの中央型「かりゆし健康クラブ」「いきいき健康クラブ」を市社協へ委託している。
- 「かりゆし健康クラブ」は、社協で月・水の午前、金の午前・午後、「いきいき健康クラブ」は、ふくらしや館で月・水・金の午前実施し、高齢者の健康づくりに努めた。
- 高齢化が進むことで、利用者は増えることが予測される中、拠点施設の確保が重要。

点検 2-3 生活習慣病の予防及び健康の取り組み推進

①特定健診・特定保健指導及び長寿健診の推進

- 健診を受けて健康管理に努めてもらうよう、令和元年度からスタートした「健康ポイント事業」の中で、30歳以上～後期高齢者の方々まで広く呼びかけを行っている。
- 未受診者対策として各種取り組みを実施しているが、成果があがらない。

②がん検診の実施

- 各種がん検診を実施している。
- 平成30年度から、女性のための総合健診(基本健診+胃肺大腸乳子宮)として実施した。令和元年度も引き続き実施している。
- がん検診受診率が低い。のびていない状況。

③生活習慣病予防の周知・啓発

- 生活習慣と病気との関係について正しい知識の普及啓発に努め、「生活習慣病予防にはまず健診受診」という方針から、健診受診をよびかけた。
- 禁煙デー、健康増進普及月間、世界糖尿病デー等の機会を活用しながら、パネル展やチラシ配布等の実施。
- 市民へどのくらい周知されているのか、健診の受診につながっているのか、効果がはかりづらい。

④健康いとまん21の推進

- 「第二次健康いとまん21」の計画の進行管理について、進捗状況や指標の達成状況を関係課においてPDCAサイクルに基づきながら、健康づくり推進協議会で点検・評価を実施している。
- 令和元年7月4日に「健康づくり推進協議会幹事会」として庁内関係課を集め、各課での取り組みについて話し合った。その後、各課の取り組みをまとめ、8月28日に「健康づくり推進協議会」を開催し報告した。

⑤食育の推進

- 「食育・地産地消推進協議会」の開催 毎年1回
- 推進協議会の前に、庁内関係課で構成する幹事会にて指標の確認、実績報告の共有を行っている。
- 食生活改善推進員(令和元年)：42名。
- 推進協議会を開催することで庁内関係課が実施している事業内容や食育への取り組みが、共有できている。

⑥中高年の運動の促進

- 毎月第3火曜日に西崎運動公園でナイトウォーキングを開催。
- 一般運動教室として、水中運動教室(6月に4日間)及びエクササイズ教室(10月に3日間)を開催。
- 多様な運動教室やイベントを実施した中、中高年の参加が多かった。
- ナイトウォーキングは参加者が少なくなっているため、別のメニューの検討が必要。

⑦歯の健康の取り組み推進

- 令和元年度、県のモデル事業を受託し、運動教室の場3カ所においてかみ合わせ、嚥下に関する機能評価と講話、口腔機能向上の運動を実践を行った。
- STによる評価と講話、運動を実践したことにより、機能向上できた。引き続き取り組んでいきたい。
- モデル地区のみの実施となった。

点検 2-4 介護予防拠点の基盤整備

①介護予防拠点の基盤整備

- 新たな介護予防拠点の整備には至っておらず、基盤整備の確保に努めたい。

点検・3 楽しく明るく暮らすための環境の整備（気軽に交流や活動に参加できる環境整備など）

点検 3-1 生きがいづくりの推進

①スポーツ・文化活動・生涯学習等の活動の推進

（介護長寿課）

○糸満市老人クラブ連合会各同好会への支援を行い、ペタンク大会や作品展示会を実施した。

（社会体育課）

○毎月第3火曜日に西崎運動公園でナイトウォーキングを開催。

○一般運動教室として、水中運動教室(6月に4日間)及びエクササイズ教室(10月に3日間)を開催

○てくてくウォーキングを11月に開催

●事業の実施箇所が西崎地域のみ。西崎地域以外の方で移動手段が無い方に対し、運動教室等を楽しむ機会が作れなかった。

（生涯学習課）

○市民講座や自治公民館における生涯学習自治公民館支援事業(平成30年度より)を実施した。

○自治公民館での講座の開催を支援することにより自治公民館活動が活性化する。

○出前講座の実施（毎年度）。地域デイサービスや老人クラブ等から高齢者の身近な生活課題に関連した出前講座の申請があり、今後も高齢者を含めた市民の生涯学習の機会となる。

●市民講座に対する市民ニーズを把握していく必要がある。

●市民講座の周知に市広報紙以外の広報媒体の利用を進める必要がある。

●自治会によって自治公民館講座への関心及び取り組み方に差があるため、支援事業の周知活動を継続的に行っていく必要がある。

●出前講座についても高齢者を含め市民により広く周知していく必要がある。

②シルバー人材センターの活用促進

○シルバー人材センターの周知広報・会員数と就業機会の拡大

○公共事業についても、シルバー人材センター活用

③世代間交流の機会拡充

(介護長寿課)

- 保育所や幼稚園、児童館、学校、学童クラブ等との連携を図り、高齢者と乳幼児、児童生徒がふれあう機会をもった。
- 世代間交流の機会を広げ、高齢者の生きがい創出している。世代を超えての交流を行うことで、高齢者の生きがいづくりに繋げることができた。

(こども未来課)

- 児童センターを拠点として、読み聞かせやイベント(ハローウィンパレード、児童センターまつり等)を通して、地域世代間交流を行っている。
- 世代間交流を実施することにより、児童センターの来館児童の見守りやボランティアの協力など地域コミュニティの醸成につながっている。
- 地域のボランティア団体(母親クラブ)が事業の牽引役を担っていることから、一部の関係者に負担が集中している。

(生涯学習課)

- 生涯学習フェスティバルを開催し、サークルや各社会教育団体活動の発表の場を設け、世代間交流を図った。
- 社会教育団体3団体(女性会・子ども会・青年団協議会)でグラウンドゴルフを通じた交流事業を開催し、世代間交流の機会を設けた。
- 読み聞かせ活動推進の観点から、地域から世代を超えて広くボランティアが養成できるよう講座を開催し、市内の各小中学校における読み聞かせや「絵本のひろば」等イベントにおいて高齢者も含めた幅広い方たちの活動機会を設けた。
- 地域の人材を学校につなげる地域学校協働活動推進事業の中で、地域の歴史や伝統行事、しまくとっば、平和学習、昔あそび等の分野において地域の高齢者が学校や地域の中で子どもたちに教え、交流する機会が創出された。
- 社会教育団体3団体への支援とあわせて団体間の一層の連携を図る必要があり、世代間交流の機会が継続できるよう努めていく必要がある。
- 地域学校協働活動はこれから学校現場でますます重要性が高まってくるため、高齢者を含めた地域のボランティアが学校とつながるしくみ作りは今後も継続していく必要がある。ボランティアの人材確保は課題となっている。

④糸満市版長寿大学の実施

- 各関係機関と連携しながら、高齢者の生きがい、生涯学習、地域ボランティアの養成等について検討が必要である。

⑤敬老会実施及び敬老祝金支給

- 本市在住の 75 歳以上の高齢者を招待し、敬老会を開催した。
- トーカチ(満 87 歳)、カジマヤー(満 96 歳)、満 100 歳になられる方々に敬老祝金の支給。
- 高齢者の増加に伴い、今後のあり方について検討が必要である。

点検 3-2 多様な通いの場の拡充

①地域デイサービスによる「高齢者サロン」づくりの推進

- 地域の公民館等で地域強化型運動教室を実施している。3ヶ月～6ヶ月間の期間限定で実施（委託先の社会福祉協議会が実施）
- その後は住民が自主活動で継続実施できるように支援をして、高齢者の居場所を増やしている。
- 地域強化型運動教室後、ほとんどの地域が自主活動へ移行できている。
- 新規に参加する地域が少なくなってきた。自主性を持たせながら、継続できる支援する方法について検討が必要である。

②地域資源を活用した高齢者の活動拠点づくり

- 既存の介護予防拠点施設の活動を継続した。
- 新たな拠点づくりの検討が必要。

③家族介護者の集いの場の充実

- 社会福祉協議会が事務局となって「介護を考える会あだんの会」において集いの場の充実を図った。

④老人福祉センター等の整備検討

- 具体的な整備計画を検討できなかった。

⑤公民館を活用した交流の充実

- 地域デイサービスのプログラムに夏休みや地域の保育園等との交流を実施している。
- 世代間の交流を図る場を提供できるよう事業を推進していく必要がある。

点検 3-3 老人クラブ活動の促進

①老人クラブへの加入促進

- 還暦野球大会を通して、加入促進への支援を行った。
- 若手高齢者の会員加入が伸び悩んでおり、会員の加入促進に向けた対策が必要。

②組織強化の推進、リーダー等の育成

- 糸満市老人クラブ連合会の活動を通して、女性リーダー研修会などへの支援を行った。
- 老人クラブの活動を支える役員のなり手を見つけることが難しい。
- 年々休会する老人クラブが増えてきている。

点検・4 安心して暮らすための環境の整備と体制づくり (安心して暮らせる“地域福祉環境”の充実!)

点検 4-1 高齢者の見守り活動の推進

①地域の見守りネットワーク体制の構築

- 見守りネットワークとして市内事業所が協定を結んで、日々の業務で気になるケース等について社協、包括支援センター、警察署等へ情報提供を行っている。(社会福祉協議会が事務局)
- 見守りネットワーク事業所数：14カ所
- 実績件数が明確になっていない。

②緊急通報システム事業の継続

- 簡単な操作で外部に通報できる機器を設置し、家庭内で事故等の緊急事態に陥った時の緊急時の対応を図り、安全の確保や不安の解消に努めた。

③福祉電話設置事業の継続

- 日常生活に不自由が多いひとり暮らし高齢者宅に電話機を設置し、コミュニケーションと緊急連絡の手段を提供した。
- 携帯電話の普及によりニーズが少ない。

④配食事業による見守り強化

- 平成 28 年度より、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の生活支援サービスとして栄養改善を目的とした配食事業へ移行。

点検 4-2 認知症対策の推進

①認知症の理解促進と市民への周知（周知広報の充実、市民講演会等の開催など）

- 市民向け講座については、平成 30 年度は認知症オレンジまつりを開催。認知症に関連したブースを設け、講演会だけではなく相談、体験を取り入れた。
令和元年度は福祉まつりにて講演会の実施。
- 市民講演会を広く開催することも、認知症相談増加につながっており、早期対応できる件数が増えている。
- 平成 30 年には認知症ケアパスを作成。普及啓発に取り組んだ。
- キャラバンメイトの協力を得ることで、認知症への理解を深め、広く周知することができた。
- 相談につながらない潜在的な認知症ケースの掘り起こしが課題である。

②認知症サポーターの養成と活躍の場の拡充

- 令和元年度までに 4,325 名の認知症サポーターを養成。
- キャラバンメイト登録数は令和元年度時点で 79 名。（うち活動している人 55 名）
- 働き世代、キッズの認知症サポーターの養成数が少ない。
- 養成したサポーターを効果的に活用できていない。

③認知症支援のネットワークづくり

- 認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業により、行方不明高齢者等の早期発見ができる体制づくりをしている。
- 警察と情報共有することが増え、認知症高齢者が安心して暮らせる環境づくりの土台を作ることができた。
- 本事業の普及啓発が不十分で登録者を増やすことが難しかった。
- 協力事業所を増やすことが難しい。

④認知症の家族介護者への支援

- 平成 29 年 2 月より認知症カフェを毎月開催。延べ 44 人の認知症とその家族の利用があった。
- 南山病院の D-カフェ、小規模多機能型介護施設かじまやあぬ花のオレンジカフェ、グループホーム寿の認知症カフェへ協力をを行う。
- 認知症カフェの利用者が少ない。

点検 4-3 在宅生活に係る支援事業の推進

①介護用品支給事業

- 要介護4または5に認定された高齢者を介護している家族に対し、紙おむつ等の現物を給付している。
- ケアプランの点検を行い、支給決定の適正化を図った。

②家族介護慰労助成事業

- 事業の周知を図るとともに、在宅で重度の要介護者を介護している家族に対し、慰労金の支給を行った。
- 自宅で重度の要介護者を介護している家族の介護状況等の把握するため、地域包括支援センターと情報連携を図った。

③軽度生活援助事業

- 日常生活上の援助が必要なひとり暮らしの高齢者に家事援助等のサービスを提供。
- 平成28年度からの地域支援事業総合事業開始に伴い、これまでの利用者は訪問介護Aへ移行した。

点検 4-4 地域における生活支援の体制づくりの推進

①生活支援コーディネーターによる生活支援サービスの検討

- 地域の自治会、公民館を訪問し、地域資源を把握した。
- 生活支援コーディネーターを社協に1人増員したことにより、地域と検討する場(協議体)が増えた。
- 問題を抱えた個別ケースについて、地域の支援者と一緒に支援を検討し、実施することができた。

②協議体の運用と生活支援に係るネットワーク構築

- 生活支援体制整備事業により、協議体を設置している。
- 日常生活圏域ニーズ調査の結果を活用し、第2層協議体を中心に地域課題の抽出に向けた討議を重ねた。

点検 4-5 移動手段の確保、交通手段の充実

①送迎バス活用事業の継続対応

- 民間の送迎バスを活用し、高齢者の移動手段を図った。(65歳以上で送迎バスに一人で乗り降りできる方。利用料は無料)
- 協力事業者数が減少した。

②外出支援サービス事業の継続

- 寝たきりの状態にある方または車いすを利用している方で、一般の交通機関を利用することが困難な高齢者に対し、自宅から医療機関までの送迎。
- 外出が困難な高齢者の病院受診を支援できたとともに、移動に要する経済的負担の軽減を図った。
- 市外への通院に係る利用料が、近隣・遠隔に関わらず一律であるため、支援方法等を引き続き検討する。

③新たな交通手段の整備促進

- 糸満市地域観光交通試験運行(いとちゃん mini)は、前回の「実証実験」では解決できなかった、本格運行に向けた各種課題を再整理することを目的に、平成30年度から令和2年度までの実施となっている。
- 試験運行では、市民への定着を図るため、運行期間に空白が生じないようにしている。
- 高齢者の負担軽減として、「高齢免許返納者割引」を実施。基本運賃の半額となる設定をしている。
- 利用者の増加に伴い、予約をお断りするケースが増えてきている。

点検 4-6 災害時の対策の推進

①地域での防災体制の充実

- 防災講演会や防災訓練を行い市民の防災意識の向上を図るとともに、地域の要望に応じた避難訓練等の支援を行う。
- 年間を通して計画的に防災訓練や防災講演会等を実施し、多くの市民に市の防災に対する取り組みや防災対策等を伝える良い機会となった。
- 災害時には共助を実践する自主防災組織の役割は重要であるが、地域における自主防災組織の結成にあたっては地域との危機意識のズレや担い手不足により結成が難しい。市内には 10 組織結成されているが結成率 14%で低い状況にある。

②避難行動要支援者の登録の推進

- 避難行動要支援者名簿の作成には至らず、地域包括支援センター等と連携を図る必要がある。

③救急医療情報キットの普及促進

- かかりつけの医療機関、持病、家族の連絡先等の緊急時に必要な情報を補完する救急医療情報キットの配布。
- 消防署など関係機関との情報共有が必要である。
- 利用者自身、または家族で情報更新を行うよう、広報等で周知を図る必要がある。

点検 4-7 ボランティア活動の推進と連携

①ボランティアの養成と活動支援の強化

- 地域福祉についての住民の理解を深めるため、行事や地域デイサービス等の集まりの機会を活用し、地域福祉の必要性等の啓発を図っている。
- ボランティア活動推進校を対象とした福祉体験や講演会、高齢者や障がい者との交流、障がい者への手助けの仕方講習等を行い、子ども達の福祉の心の醸成を図っている。また、福祉教育の講師となる人材の確保に努めている。
- 障がいを持っている方と子どもたちの関わる機会を持つことができた。
- 県のかりゆし長寿大学の卒業生が、地域活動に参加することができた。
- ボランティア活動推進校では、授業数が少ないため、伝えたい内容を伝えることが難しい。内容によっては、講師との調整に時間がかかる。

②社協ボランティアセンターとの連携強化

- 社会福祉協議会のボランティアセンターによる相談に対し地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーターと調整し、地域住民の協力を得ながらボランティア活動を実施している。
- 独居高齢者、身寄りのいない方など今後支援を要する高齢者が増えることが想定されるが、地域とのつながりを好まない方も増え、地域の力を借りることが難しい。

③傾聴ボランティアの促進

- 傾聴ボランティア事業については平成29年度で事業を終了している。
- 事業終了後は個人ボランティアが継続的に関わっている。(1名)
- 話を聞くことで精神的に落ち込んでいた人が笑顔で話ができるようになるという利点もある。
- 活動できる方が高齢になり移動することも難しいため、継続的な活動に繋がらない。また、2名体制で活動していたため、活動日を合わせるのが難しかった。

